

京染・精練染色研究会規約

(目的)

第1条 本会は、京染・精練染色技術の改良発展を図るために必要な事業を行い、併せて会員相互の情報交流を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、「京染・精練染色研究会」と称し、事務局を地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「研究所」という。）に置き、事務局長以下の事務局職員を配置する。

2 事務局職員は、研究所の職員をもって充てる。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員 京染・精練染色業界に関係のある者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- (3) 特別会員 学識経験者等

2 特別会員として、研究所の職員から若干名を選出し、総会で承認を得る。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究例会の開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) 京染・精練染色技術に関する調査
- (4) 学校、研究所等諸団体との交流
- (5) その他本会の目的を達するために、必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名
- (3) 委員 10～15名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代理する。
- 3 委員は、研究例会のテーマ選定業務と機関誌発行業務を分担する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 委員及び監事は、会員の中から選出し、総会で承認を得る。

- 2 委員及び監事をもって委員会を構成する。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選で選出し、総会で承認を得る。

(任期)

第8条 役員の任期は、各2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員改選及び任期の特例)

第9条 業界組合等から選出された委員又は監事について、当該推薦組合等から変更の申出があったときは、新しく推薦された者が総会で承認されたものとみなす。

- 2 前項の場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 委員会の同意を得て、本会に顧問を置くことができる。

- 2 前項の顧問は、特別会員とみなす。

(会費)

第11条 会員は、次の会費を納める。

普通会員 年額12,000円

賛助会員 年額24,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時会費を集めることができる。

(総会)

第12条 本会は、毎年1回以上総会を開き、次の事項を審議する。

- (1) 庶務、会計に関する事項
- (2) 役員を選出に関する事項
- (3) その他本会の目的を達成するために、必要な事項

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(専決)

第14条 事務局長は、総会において承認された事業計画などに関し、実施決定することができる。

(規約変更)

第15条 この規約は、総会出席者の過半数の決議によって変更することができる。

(その他)

第16条 この規約に定めのない事項については、委員長が定める。

平成17(2005)年6月16日制定

平成23(2011)年4月1日改正

平成23(2011)年7月1日改正

平成25(2013)年7月3日改正

平成26(2014)年7月3日改正

平成27(2015)年7月9日改正